

令和3年9月22日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事の監督業務等（遠隔臨場）について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

工事の監督業務等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の監督業務等について（令和2年4月24日お知らせ）」により対応しているところですが、昨今の感染状況等を踏まえ、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を制定し、感染拡大防止や受発注者の業務効率化を図ることとしましたので、次のとおりご協力をお願いします。

1 段階確認、立会等について

段階確認及び立会等の監督業務等については、確認すべき内容を踏まえ、感染拡大防止対策のため、遠隔臨場又は資料（机上）による確認を検討してください。

遠隔臨場については、受発注者双方の業務の負担軽減等に資することから、積極的に活用を検討してください。

(1) 遠隔臨場による確認

「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」により実施してください。

(2) 資料（机上）による確認

施工管理記録、写真等の資料を工事中情報共有システム等を活用し、段階確認を受けてください。

監督職員等が立会することが定められているものについても、対応可能なものについては、工事中情報共有システム等を活用し、立会に代えることとします。

(3) 上記(1)及び(2)によることができない場合

遠隔臨場及び資料（机上）による確認ができない等、やむを得ない場合は、現場の3密の回避等を行い、監督職員又は調査職員の臨場により確認を受けてください。

2 試行要領の掲載先

「広島県の調達情報」に掲載します。

トップページ > 技術管理基準等

(広島県_掲載先 URL)

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/index.html>

3 その他

「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月22日建設産業課お知らせ）」や、「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」を参考にし、受発注者双方において、感染拡大防止に努めてください。

- ・建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

(国土交通省_掲載先 URL)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html